第1号通所事業（通所型サービス）　重要事項説明書

1　法人及び事業所の概要

【法人の概要】

名称	社会福祉法人　山久会
代表者名	理事長　　阿部　匡秀
設立年月日	平成１０年（1998年）１２月　４日
法人所在地	〒252-0302　神奈川県相模原市南区上鶴間６－６－１
電話番号	電話 ０４２－７０５-６６１１(代)　　Fax ０４２－７６７－２２０９
ホームページ	http://www.yamahisakai.jp
事業の概要	【介護保険事業】 介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム） 介護予防短期入所生活介護（介護予防ショートステイ） 短期入所生活介護（ショートステイ） 通所型サービス（介護予防・総合事業） 通所介護（デイサービス） 居宅介護支援（ケアマネジメント） 介護予防・総合事業（地域包括支援センター/東林第1、東林第2）
	【介護保険外】 軽費老人ホーム（ケアハウス） 地域包括支援センター運営事業（東林第1、東林第2） 保育園（東林間ジュニアクラブ）
事業所数	介護保険事業：8（併設）　　介護保険外：4（併設）

【事業所の概要】

事業所名	東林間シニアクラブ
所在地	〒252-0302　神奈川県相模原市南区上鶴間6-6-1
事業の種類	第1号通所事業（通所型サービス）
事業所番号	相模原市指定　第1472601143号
管理者・連絡先	管理者　萩原　玲子
	電話 ０４２－７０５－６４４６　　Fax ０４２－７６７－２２０９

2　事業所の職員体制

職種	人数	常勤	非常勤	職務内容
管理者	1	1	0	従業者の管理及び業務の管理を行う。
生活相談員	2	2	0	サービスの利用申し込みに関わる調整。生活相談員としてサービス提供に努める。
看護職員兼 機能訓練指導員	2	0	2	利用者の健康状態の把握 利用者の状況に応じた機能訓練の実施
介護職員	15	6	9	通所介護計画に基づき、必要な日常生活上の世話及び介護を行う。
事務職員	3	2	1	介護給付費等の請求事務及び通信連絡事務等を行う。

3　サービスを提供する地域（通常の事業の実施地域・送迎対応範囲）

相模原市南区の一部 （上鶴間、東林間、相南、松が枝町、上鶴間本町3丁目～9丁目、相模大野7丁目～9丁目）

4　サービス提供時間

営 業 日	月曜日～金曜日（祝祭日は営業）
営業時間	８:１５～１７:１５
休 業 日	土曜日、日曜日、年末年始（12/29～1/3）
サービス提供時間	① ９:００～１６:３０（７時間以上８時間未満）
	② １０:００～１５:１５（５時間以上６時間未満）

5　事業の目的

要支援者等に対し、機能訓練や集いの場など日常生活上の支援を提供します。

6　運営の方針

個人が尊厳をもって、その人らしい生活を送れるよう、利用者本位の考えに立って、サービスの提供と質の向上に努めます。

7　利用料金

＊付属別紙「サービス利用料金表」をご参照下さい。

8　緊急時の対応

サービス提供中に体調の急変等が生じた場合、事前に打ち合わせた内容に基づき、家族、主治医、救急医療機関、担当の居宅介護支援事業所等に連絡をし、指示に基づき適切な対応をします。

9　非常災害対策

年4回の非常災害時を想定した避難訓練・災害招集訓練を計画的に実施するとともに、日頃から設備や備品の点検等を行い非常災害時に備えています。

10　実習生の受け入れ

これからの福祉を担う人材育成を目的とした、介護福祉士、介護職員初任者研修等の養成機関、教育機関からの実習生を受け入れています

11　秘密の保持

従業者は業務上知り得た秘密を漏らしません。また、退職後もこれを守秘します。

12　事故発生時の対応

サービス提供中に事故が発生した場合には、市、家族、緊急連絡先、担当の居宅介護支援事業所、管理者に連絡をし、必要な措置を講じます。
①事故報告書にて職員周知を行い、事故の原因を解明し、事故防止マニュアルの整備や研修を開催するなど事故防止に努めます。
②事故の状況及び採った処置について記録し、賠償すべき事故が発生した場合には損害賠償を速やかに行います。
③必要に応じて保険者、県等の指導助言を仰ぎます。

13　虐待の対応方法

事業者は、利用者等の人権の擁護・虐待の防止等のために、次に掲げるとおり必要な措置を講じます。
（1）虐待防止に関する責任者を選定しています。虐待防止に関する責任者は管理者です。
（2）成年後見制度の利用を支援します。
（3）苦情解決体制を整備しています。
（4）従業者に対する虐待防止を啓発･普及するための研修を実施しています。
（5）サービス提供中に、当該事業所従業者又は養護者（現に養護している家族・親族・同居人等）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報します。

14　ハラスメントの防止対策

事業者は、介護現場で働く職員の安全確保と安心して働き続けられる労働環境が築けるようハラスメントの防止に向け取り組みます。
①事業所内において行われる優越的な関係を背景とした言動や、業務上必要かつ相当な範囲を超える下記の行為は組織として許容しません。
（1）身体的な力を使って危害を及ぼす（及ぼされそうになった）行為
（2）個人の尊厳や人格を言葉や態度によって傷つけたり、おとしめたりする行為
（3）意に沿わない性的言動、好意的態度の要求等、性的ないやがらせ行為
上記は、当該法人職員、取引先事業者の方、ご利用者及びその家族等が対象となります。
②ハラスメント事案が発生した場合、マニュアルなどを基に即座に対応し、再発防止会議等により、同時案が発生しない為の再発防止策を検討します。
③職員に対し、ハラスメントに対する基本的な考え方について研修などを実施します。また、定期的に話し合いの場を設け、介護現場におけるハラスメント発生状況の把握に努めます。
④ハラスメントと判断された場合には行為者に対し、関係機関への連絡、相談、環境改善に対する必要な措置、利用契約の解約等の措置を講じます。

15　業務継続計画の策定

事業者は、感染症や非常災害の発生時において、入所者に対する指定介護福祉施設サービ スの提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るため業務継続計画を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じるものとする。

①事業者は、従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的に実施するものとする。
②事業者は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。

16　サービス内容に関する相談、苦情窓口

【サービス利用に関する相談・苦情を承ります。】

通所型サービス　東林間シニアクラブ	
相談窓口・担当者 （ご不明な点は お尋ねください）	電話番号　：　０４２－７０５－６４４６（デイサービス専用）
	Fax番号　：　０４２－７６７－２２０９
	生活相談員：　塩谷 友紀
	受付時間　：　月～金　8:１５～１７:１５

【サービス利用に関する相談・苦情を承ります。】

社会福祉法人 山久会		
苦情解決責任者	阿部 匡秀　（理事長）	電話番号　０４２－７６７－２２１０ Fax番号　０４２－７６７－２２０９
苦情受付担当者	塩谷 友紀（生活相談員）	
第三者委員	青木（アオキ）　智野（サトノ）	電話番号　０４２－７４２－５８９３
	安達（アンダツ）　則昭（ノリアキ）	電話番号　０４２－７３３－２１９８

【公的機関における担当窓口 】	
相模原市 福祉基盤課 高齢指定・指導班	所在地　相模原市中央区2-11-15 （市役所本館4階）
	電話番号　０４２-７６０-９２２６
	Fax番号　０４２-７５９-４３９５
	受付時間　8:３０～１７:３０
神奈川県国民 健康保険団体 連合会（国保連）	所在地　神奈川県横浜市西区楠町２７－１
	電話番号　０４５－３２９-３４４７
	受付時間　8:３０～１７:１５
かながわ福祉 サービス運営 適正化委員会	所在地　横浜市神奈川区反町３－１７－２
	電話番号　０４２－３１１－８８６１
	Fax番号　０４５－３１２－６３０２
	受付時間　9:００～１７:００

令和　　年　　月　　日

＊当事業所は、利用者に対するサービス提供の開始にあたり、本書面をもって利用者に重要事項の説明をし、同意を得た上で、本書面を交付しました。

事業者　社会福祉法人 山久会　東林間シニアクラブ

説明者　氏　名　塩谷 友紀

＊ 私は、本書面によりサービス内容及び重要事項の説明を受け、同意し、交付を受けました。

利用者　　氏　名

家族または代理人

氏　名　　続柄（　　）

付属別紙

第1号通所事業　　利用料金表（令和６年４月1日現在）

*利用者負担のめやす

対象者	利用回数	単位数	1割負担	2割負担	3割負担
事業対象者 要支援1	入浴有	475単位	562円/回	1，124円/回	1686円/回
	入浴無し	455単位	540円/回	1，080円/回	1，620円/回
事業対象者 要支援2	入浴有	475単位	591円/回	1，182円/回	1,773円/回
	入浴無し	455単位	569円/回	1，138円/回	1，707円/回

【加算項目】＊サービス提供体制強化加算(Ⅰ1)88単位(支援1)・(Ⅰ2)176単位(支援2)
＊介護職員等処遇改善加算Ⅰ　　総額×9.2%（令和8年5月31日まで）
介護職員等処遇改善加算Ⅰロ　　総額×12.0%（令和8年6月1日から）
＊地域区分加算　4級地　　総額×10.54

【減算項目】＊同一建物内の住居から利用する場合　　ー94円/回

①介護保険の適用を受けて通所介護サービスを利用する場合、原則として利用料金から介護保険負担割合証に記載された1割～3割の利用者負担分をお支払いいただきます。

②介護保険法に基づいて、保険給付を償還払い（いったん利用料の10割を自己負担して、後に市から9割～7割の払い戻しを受ける方法）をご希望の場合は、お申し出下さい。

③翌月に、サービスの利用回数、利用料金等の内訳を記載した請求書を送付いたします。

④利用料の自己負担分は、当月分を翌月末にお支払いいただきます。
次のいずれかの方法をお選び下さい。

＊口座から自動引き落とし

＊口座への振り込み（手数料は自己負担となります）
【振込先】きらぼし銀行・東林間支店　　普通　０４３３３４２
社会福祉法人山久会　理事長　阿部匡秀

ﾌｸ）ﾔﾏﾋｻｶｲ　　※ネットバンクはこちらをご入力下さい

⑤その他の費用について

食事の提供に要する費用	昼食 ７２０円/１食（食材料費＋調理費）：運営規程に基づくもの 間食 １１０円/１食（食材料費＋調理費）：運営規程に基づくもの	
キャンセル料	＊利用をキャンセルされる場合、キャンセルの連絡をいただいた時間に応じて、下記のキャンセル料を請求させていただきます。	
	前日の14時までにご連絡の場合 （月曜日のキャンセルは金曜日の14時まで）	キャンセル料は不要です
	利用日当日のご連絡、または前日の14時以降のご連絡の場合	食事代相当のキャンセル料を請求いたします。